

令和8年
9月号

逆川駐在所だより

《編集・発行》
茂木警察署
63-0110
逆川駐在所
65-0003

秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間



運動の重点



〈歩行者〉 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

〈自動車〉 夕暮れ時の早めのライト点灯と
飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底
とヘルメットの着用促進

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、

中央線などがない道路

のことです。

令和8年9月1日から施行
60km/h ⇒ 30km/hに変更

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

①

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



②

道路の構造上又は
橋その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



③

高速自動車国道のうち、本線
車道並びにこれに接する加速
車線及び減速車線以外のもの

④

自転車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。